

専門職大学院認証評価に関する検討会議（第4回）議事録

1 日 時 平成18年12月18日（月） 15:00～17:00

2 場 所 学術総合センター 1112会議室

3 出席者

（委員） 縣委員、伊藤委員、江川委員、圓川委員、荻上委員、亀岡委員、菊地委員、
佐竹委員、杉山委員、高田委員、土肥委員、永野委員、中原委員、中村委員、
山田委員

（事務局） 木村機構長、川口理事、山本理事、木村評価研究部部長、加藤評価事業部長、
吉田企画調整課長 他

4 議 事（○：委員、●：事務局）

○主査 前回の議事録につきましては、事前に各委員にご確認をいただいておりますので、確定版として配付するものです。

（1）専門職大学院の評価基準モデル（案）について

○主査 それでは本日の議題に入ります。専門職大学院の評価基準モデルの案についてご審議をいただきますけれども、前回の会議後に事務局から、各関係団体等へ意見照会をしていただきました。その概況について、まずご説明をいただきたいと思います。

● それでは、資料2をご覧ください。「2. 照会先」にあります関係団体等に対して、前回の検討会議でご審議いただきました専門職大学院の評価基準モデル（案）に関する意見照会を実施いたしました。8月末から9月末の間約1カ月、意見照会をしたところでございます。

照会先は、（1）として法科大学院以外の専門職大学院を置く48大学。詳しくは2枚目の別紙にある大学でございますが、こちらには、「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3分野以外の専門職大学院を置く大学も含まれております。それから（2）の関係団体・機関につきましては、ここにあります7団体、（3）経済団体等につきましても6団体の計61機関に対して照会をいたしたところ です。

回答状況につきましては、「3. 回答状況」にございますように、(1) 専門職大学院を置く大学については、16大学から意見をいただきました。それから、(2) 関係団体・機関につきましては、2団体。(3) 経済団体等については、ご返答がございませんでした。いただいた意見は、資料3、資料4にまとめておりますので、後ほどご説明申し上げることにいたします。以上でございます。

○主査 ありがとうございます。ただ今のご説明に対して、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、各団体等からの意見を踏まえた評価基準モデル(案)の修正についての審議をお願いいたします。事務局から配付資料のご説明をお願いいたします。

● 関係団体等からいただいた意見については、資料3と資料4に整理いたしました。

資料3は、得られた意見のうち、この評価基準モデル(案)の記述に直接的に関わる事項について整理いたしております。

資料4は、どちらかと言うと、モデルに関する全体的な印象、感想のようなものであるとか、認証評価はこうあるべきではないかというような意見、それから、今回検討いただいている3分野以外の分野について考えた場合にはこのような観点が考えられるのではないかというような意見など、今回、評価基準モデル(案)の記述をご審議いただくにあたり、直接的には関わってこないと思われるものについて整理いたしました。

したがいまして、本日は資料3をもとに、評価基準モデル(案)について修正を加えるかどうかを、検討いただきたいと思います。お待ちしております。

資料5は、資料3で意見への対応案を事務局で整理しているところでございますが、その対応案を赤字見消版で評価基準モデルに反映したものでございますので、資料3と資料5を並べながらご覧いただければと思います。

資料3でございますが、一番左の欄が「専門職大学院の評価基準モデル(案)原案」、7月に議論いただいた案でございます。真ん中の欄の「意見内容」というところが、関係団体等からいただいた意見、「対応」という欄がその意見を踏まえてどのような対応をするかの案を事務局で整理したものです。そして一番右が、その対応を踏まえて、具体的に評価基準モデル(案)について修正を加える部分について表記したものでございます。

したがいまして、一番右側の修正案のところ、資料5の赤字の修正箇所となっております。この資料につきましては、事前に各委員にメールで照会いたしまして、意見があ

りましたら、事前にいただくようお願いしていたこともありますので、本日は修正案に関わってくるところに絞ってご説明申し上げることといたします。

それでは、資料3の1ページをご覧ください。「基準1 目的及び入学者選抜」でございですが、「意見内容」欄に4つ黒丸があり、1番目の黒丸は、各専門職大学院固有の理念・コンセプトを尊重しているものとなっていることが望まれ、一元的、画一的な評価基準ではなく、目的適合性を基軸に置いた評価基準が望まれると。それから2つ目の黒丸についても、目的というのは入学者選抜のところだけではなくて、すべての基準のところを生かされている必要があると。3つ目の黒丸のところも、基準1に掲げた「目的」がすべての基準の前提となっていることが、もっと明らかになるように書かないと分かりにくいのではないかと。4つ目の黒丸についても、同じようなことで、基準1の目的が基準2以降の評価を行う基礎となっているということが、もっと明確になっていた方がいいのではないかとというような意見があったところです。

そこで対応案にありますように、もともとこの専門職大学院の評価基準モデル（案）は、それぞれの専門職大学院が有する目的を踏まえて分析を行うというのが基本的な考え方になっているところですが、その辺をもっと明確にするために、この評価基準モデル（案）の冒頭の「本評価基準モデルの基本的な考え方」に、目的に即した評価を行う考え方であることを、分かりやすく表記するとともに、「目的」という言葉が基準、観点の中にある場合には、「各専門職大学院の目的」という表記に改めて、それぞれの専門職大学院の目的に応じてみていくということがよく分かるように修正しております。

具体的に言いますと、資料5の1ページ目に「本評価基準モデルの基本的な考え方」がありますが、4番を新たに追加し、このところで、評価は「各専門職大学院が有する「目的」を踏まえつつ行われることが重要である」、「このため6つの基準及び基準ごとの基本的な観点の多くは、各専門職大学が自ら定めた「目的」を踏まえた上で、評価が行われることを前提とし、それが可能となるような構成・内容に留意しています。」という考え方を明示しました。

それから、具体的な基準の中に、「目的」という言葉が出てくるところ、例えば2ページ目の基準1の基本的な観点の1-2については、「目的」が専門職大学院の構成員に周知されているかというような書きぶりだったのですが、その「目的」を、「各専門職大学院の目的」と表記することによって、この目的というのが、それぞれの専門職大学院が設定した目的のことを指すということがより分かりやすくなるようにするなど、

単に「目的」と表記しているところは、すべて、「各専門職大学院の目的」に改めたところでございます。

それから、資料3の1ページ目の一番下のところ、ここは文言の修正ですが、原案では「専門職大学院の目的」とは「大学院設置基準第1条の2に定める目的を言う」と書いていたのですが、この大学院設置基準第1条の2は、各大学院が自らの目的を定めて公表することを定めているものであるもので、より正確に言うのであれば、「専門職大学院の目的（大学設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう）」という方が、適切な表現ではないかという意見がございました。

これは、そのとおりだと思いますので、ここは「（大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう。）」というように改めたところではあります。

2ページ目に移りますが、一番上の1-1の一番右側は、今申し上げたことと同じこととなりますが、大学院設置基準第1条の2において定めることとされているということ。それから真ん中の1-2、1-3は、先ほど申し上げましたように、単に「目的」としているものは、「各専門職大学院の目的」というようにしたところではあります。

それから一番下の欄のところの1-4、1-5でございますが、1-4については、一番左側にありますように、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか、1-5は、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか、という2つの観点を設ける案でしたが、「意見内容」欄にありますように、1-4の「実質的に機能しているか」というのと、1-5は重複しており統合した方がいいのではないかとということでございました。これは、そのとおりだと思いますので、「アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか」というように観点を1つに統合いたしました。

次は、「基準2 教育課程」3ページ真ん中の観点2-1でございますが、これは資料5の3ページもご覧になっていただくと分かりやすいのですが、2-1は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ云々となっておりますが、その後、また教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか、というようになっており、その下にビジネス・MOT分野であればこう、会計分野であればこう、公共政策分野であればこうというような表記になっていたのですが、「意見内容」欄にありますように、教育課程が次に掲げるような事項というところが、3分野以外も含めているのか、3分

野だけのことを言っているのかということが不明確ではないかというような意見がありましたので、同じこの資料5の3ページのところに、赤字で書きましたが、(1)…(2)…としまして、「専門職大学院の分野に応じた項目を記載」と表記し、3分野以外の分野でも、その分野の特性に応じた項目を記入するということを明確にし、なお、「以下の3分野については、下記のような項目が考えられる。」とし、ビジネス・MOT分野であればこう、会計分野ならこう、公共政策分野ならこうというような表記方法に改めました。これは表記の問題です。

3ページが一番下のところで、ビジネス・MOT分野のところでございますが、(1)のところで教育課程において修得される能力として、思考力、分析力、表現力を挙げていますが、修得される能力はこれだけに限定されないもので、例えば、思考力、分析力、表現力“等”というのを入れた方がいいのではないかという意見がありました。ここは確かにそのとおりですので、修正いたしました。

それから同じ箇所、ビジネス・MOT分野の(2)について、「組織行動、企業戦略、技術・生産管理、マーケティング、会計、企業財務などに関する内容を扱う科目が教育課程に盛り込まれていること。」という観点になっているところですが、めくっていただきまして、4ページが一番上ですが、黒丸で4つありますような意見がありまして、例えば、1つ目の黒丸のところでは、(2)のような具体的科目の編成については、各大学の裁量に任せることが望ましいと考える。2つ目の黒丸も、示されている科目内容は詳細すぎる観があり、具体的科目編成については各専門職大学院の裁量に委ねることが望ましいのではないか。3つ目の黒丸は、組織行動、企業戦略云々の後に、「などに関する内容を扱う科目が目的に応じて適切に教育課程に盛り込まれること」というように修文されたい、というような意見があり、いずれも、ここに掲げている内容を含んだ科目を教育課程に盛り込むということについては、具体的過ぎるという意見でありました。

この点につきましては、「対応」欄にありますように、対応案を2つご用意しております。対応案①は、意見を踏まえ、各専門職大学院の目的に即して分析を行うということが分かりやすくなるように、組織行動云々の内容を扱う科目が、「各専門職大学院の目的に応じて適切に」教育課程に盛り込まれていること、というような表現に改めるという案。一方、対応案②は原文のままとする案であり、その理由は、ここで掲げた内容を扱う科目は、ビジネス・MOTの専門職大学院であれば、共通に必要なと考えられる代

表的なものであるから、やはりこれは、目的に応じてということではなくて、共通に求めるものとする案となっております。

この2つの案につきましては、特にビジネス・MOTの検討グループの先生方に、事前にどちらの案がよろしいでしょうかというようなことも含めて、意見照会をさせていただいたところですが、その結果、参考資料1にありますとおり、2つご意見が返ってまいりまして、対応案①が良いという案と、対応案②が良いという案がそれぞれありました。

対応案①の方がよろしいという意見1は、これまでの議論でも、具体的科目を示すことは方向を示すものとして望ましいけれども、それらの科目を必ず当該専門職大学院の中で開講している必要はないというような議論ではなかったか、というような意見。

意見2の方は対応案②を支持する意見ですが、ビジネススクールと銘打っている大学院の多くはMBAの学位を授与するということを考えますと、教育内容についてはグローバルにおおまかな合意がある中で、国際的に見た水準ということを見ると、すべてを各専門職大学院の裁量に任せてしまつては、国際的競争力を失ってしまうことが懸念されるということで、やはりここは、このような原案のとおりはっきりと共通なものとして示した方がよいのではないかというご意見です。この点につきましては、どちらの案がよいか、この後ご議論いただきたいと思っております。

それでは、また資料3に戻っていただきまして、今度は5ページです。一番左側の2-2の観点のところ、「授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか」、それから、2-4のところでは、「授業科目の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果あるいは実務の経験を反映したものとなっているか」という観点を、案では示していたのですが、意見内容にありますように、2-4については、授業内容に研究活動の成果を直接反映させることを求めているようであるが、本人の研究成果なのか、その分野の一般的な成果なのかが分かりにくいと。それからいつの時点の研究成果を目指しているかも曖昧である。もし最新の研究成果を求めているとすれば、それを必須条件とすべきかは疑問である、と。それから、「全体として」とあるけれども、この「全体として」との意味も不明確である、というような意見がありました。これにつきましては、「対応」欄にありますように、まず研究活動の成果が本人のものなのかどうかについては、やはりこれは研究者の教員の方であれば、自らの研究の成果を授業に反映することでしょうし、実務家教員にあつ

では、自らの実務の経験を授業科目に反映することでしょうから、そのことが分かるような文章にするために、右側の案にありますように、「担当する教員の」という言葉を入れるように修文したいと思います。

それから「全体として」については、ここは、授業科目のことを言っているわけですが、すべての科目について、あるいは、毎回の講義すべてについて、そのような研究成果や実務経験を反映しているということを決して求めるものではなく、それぞれの目的に即して、必要な科目に必要な程度、その成果や経験が反映されているというような意味で、「全体として」という言葉を使っておりますので、原文のとおりでよいのではないかと考えております。

それから、この観点2-2、2-3、2-4について、2-2と2-4は、個々の授業科目のことを言っていて、2-3については教育課程、カリキュラム全体のことを言っているので、2-2と2-4を合わせて新しい2-3として一番右側にありますように、「授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、担当する教員の研究活動の成果あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。」というように観点を統合し、それとともに順番を入れかえたところです。

続きまして、「基準3 教育の成果」7ページでございます。これも表記上の問題ですが、真ん中の観点3-2は、授業評価等、学生からの意見聴取から判断して云々というようになっておったのですが、意見聴取そのものではなく、その結果から判断するのではないかという意見がありましたので、「学生からの意見聴取の結果から」と表現を改めました。

2ページ飛んで、「基準4 教育組織等」の9ページ一番上、観点4-6でございますが、各専門職大学院は教育上主要と認められる科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか、ということで、以下会計分野については云々と、会計分野の専門職大学院のことに限っては、特に財務会計、管理会計、監査等については、いずれも当該科目を適切に指導できる教員が置かれているかというような案にしていたのですが、ここで言う会計分野が、会計専門職大学院のことを指しているのか、あるいは、いろいろな専門職大学院の中でも会計に関する科目が置かれている場合があるので、そのような会計分野のことも指しているのかが、曖昧ではないかというような指摘もあったものですから、これも表記上の問題ですが、一番右側にありますように、＜以下については会計分野の専門職大学院のみ適用＞というようにして切り分けるように

することによって、その誤解を生じないように修正を図りました。

同じ9ページの一番下の観点4-11ですが、専門職大学院の教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか、という案だったのですが、「教育課程を展開する」という表現と、「教育課程を遂行する」という表現がばらばらに使われていたので、「教育課程を遂行する」という表現で統一するよういたしました。これも表記上の問題です。

続きまして、「基準5 施設・設備等の教育環境」10ページでございますが、これも真ん中のところで、左側の原文の四角で囲っているところに点が4つありまして、3つ目の点ですが、「専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること」、そして4つ目のポツで「専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること」というようになっております。まず上の「ふさわしい」というところですが、ふさわしいという表現が具体性に欠けるのではないか、という意見がありました。これについては確かにそう思いますし、機構の機関別認証評価の基準でも、この辺の表現は少し改めたことがありますので、それも参考にしつつ、一番右にありますように、「専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できるだけの財政的基礎」というような表現の方がより適切ではないかということで改めました。

それから管理運営のところですが、これも表記の統一の問題ですが、場所によっては、「管理運営体制及び事務組織」と書いてあったり、他のところでは「管理運営のための組織及び事務組織」というように書かれているなど統一されていませんでしたので、これにつきましては、「管理運営のための組織及び事務組織」という文言で統一することにいたしました。

最後に「基準6 教育の質の向上及び改善」12ページでございます。これは、具体的に意見があったというよりは、事務局で寄せられた意見を見ながら議論している際に、整理をした方がよいのではないかということになったのですが、基準6は6-1から6-8までの観点があり、6-1から6-6までは、自己点検・評価に関するもので、6-7と6-8は、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関するものですが、6-5と6-6について、「評価結果」となっておりますので、自己点検・評価に関するものであるのか、FDに関するものであるのかが分かりにくいということがありましたので、6-5と6-6については「自己点検・評価の結果」と表記することによって、

6-1から6-6までは、自己点検・評価あるいはその結果の活用を言い、6-7、6-8はFDのことを言うことが分かるような書きぶりにいたしました。

これが、資料3の修正の中身でございます。また、これらに関連いたしまして、資料5の表紙についてですが、「専門職大学院の評価基準モデル(案)」の下に、以前は「ビジネス・MOT分野」、「会計分野」、「公共政策分野」と表紙に書いていたのですが、そもそもこの基準の議論の経緯が、すべての専門職大学院に共通で使えるような基準観点をまず整理し、なお、さらに3分野については、その3分野固有のことを議論してつけ加えていきたいと思いますという議論でしたので、そこに3分野というように書いてしまうと、他の分野の基準とは関係ないというような誤解を生じさせてしまったり、この3分野だけを、この統一の基準でやろうというような誤解が生じている感がありましたので、「法科大学院を除く」との表記に改め、「はじめに」や目次の次にあります「本評価基準モデルの基本的な考え方」の中に、すべての専門職大学院に共通して使えるような基準、観点となっており3分野については分野固有の項目を付け加えたものであるということをも明記するような形に表記を改めているところです。長くなりましたが、以上でございます。

○主査 どうもありがとうございました。それでは、関係団体からの意見等を踏まえ事務局で修正案を用意されたわけですので、これから改めて基準1から順にご意見を伺っていきたく思います。各委員の皆様には事前に事務局から内容をお送りしておるかと思いますが、重ねて発言等ございましたらお願いいたします。まず「基準1 目的及び入学者選抜」につきまして、ご発言ございましたらお願いを申し上げます。いかがでしょうか。

○ 基準1ではなく、表紙の話なのですが、よろしいでしょうか。このように表紙を修正していただかないと、実のところ私のところにも、大学評価・学位授与機構から意見照会として評価基準モデル(案)が来たのですけれども、はっきり言いまして、学内の専攻会議では、「これは関係ないですね」ということになってしまいました。そうではないということを行いましたけれども、もうそういう具合に第1印象を受けてしまったら、まともに検討する気は全くなくなるわけですし、表紙を変えていただくのは、大賛成です。いつ最終案になるのか分かりませんが、それを大学等に送付するときには、その点を、送付状等においても、もう1度明記をしていただきたいと思います。

○主査 ありがとうございます。ただいまのご指摘、事務局の方よろしゅうございます

しょうか。

● はい。

○主査 それでは、そのようにさせていただきます。基準1については、他によろしゅうございますか。特にご発言がなければ、基準1についてはこれで確定をしていくということにさせていただきたいと思います。それでは基準2に移らせていただきます。よろしくお願いたします。はい、お願いたします。

○ 聞き落としたのかもしれませんが、資料5の3ページの基本的な観点2-1の(1)、(2)は、今まで別に検討してきた3分野がここに例示されているわけですが、それ以外の分野は手続的にはどのようなのでしょうか。

● この会議でも議論いただきましたように、あくまでもこの検討会議で検討しているのは、専門職大学院の認証評価を行おうとする機関が基準をつくる際の参考に資するようなモデルをつくるということです。このモデルというのは、認証評価を行おうとする機関が評価基準を検討する際に活用できるようにするために、様々な分野がある専門職大学院のなかで、分野の種類にかかわらず共通に必要な項目を示した上で、比較的多数の専門職大学院が設置されている3分野については、各分野の特性に応じた固有の観点を付け加えたわけです。他の分野の専門職大学院につきましても、3分野同様、それぞれの分野について認証評価機関になったり、認証評価基準をつくらうとする団体が、分野に即した内容に置きかえていただければ、十分お使いになっていただけるような趣旨でつくっておりますので、このモデルを活用する側でお考えいただくことになるのではないかなと思っています。

○ よく分かりましたが、例えば、この検討会議で検討した3分野もそれぞれの認証評価機関が基準を変更してもいいということも意味しているわけですね。ガイドラインがある場合には、そのぶれはない場合よりは少ないと思いますけれども、ここに示されていない分野の場合に、相当ぶれが出るということは当然想像されるのですが、それについては、全く問わない。その多様性については、各認証評価機関の裁量の問題だということ、だれもそれ以上のことは言わないということでしょうか。

● 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣にその基準を示し、文部科学大臣がその基準を見て認証評価機関としてふさわしいということで認証をするということですから、基準を最終的にオーソライズするのは文部科学大臣ということになるのではないのでしょうか。

- その手続を想像しますと、認証評価機関として認証される前に、あらゆる想定される専門職大学院の分野の基準について、あらかじめ決めておく必要があるわけです。認証評価機関になってから、ある特定の専門職大学院の分野の評価をしたいので、新たにその分野の基準を書き加えるというやり方なのか、あるいはあらゆる分野を想定して、認証を受ける前にあらかじめ基準を設定するのか、というような違いがあると思いますけれども。
- 法令上、専門職大学院の認証評価機関になろうとする者は、評価を行う分野ごとに申請し、文部科学大臣の認証を受けるという仕組みとなっております。もちろん一つの認証評価機関が複数の分野について、認証評価を行う場合もありますが、その場合については、それぞれについて、文部科学大臣の認証を受ける必要があると思います。
- 認証評価機関自身がどの分野の認証を受けるかを申請するとすれば、それは市場みたいなことになるわけですから、ある分野の専門職大学院については、どの認証評価機関も存在しないという場合があり得るということですね。
- どこも申請しなければ認証評価機関が存在しない分野ということはありません。その場合には、文部科学大臣が指定した外国の評価機関で受けるか、外部評価を行い、それを文部科学大臣に提出しなさいということになっています。
- そういうやり方で、問題はほんとうに生じないのですか。認証評価機関が存在していないところについて、何か問題が生ずるような気がしてならないのですが。
- もちろん、今、世の中に存在する専門職大学院のすべての分野に対応できるようなモデル案を示せばいいのですが、これからも専門職大学院は多様な分野がどんどん出てくるわけですので、私どもとしては、これまでの議論では各分野で共通で使えるようなものをまず示し、それから分野固有のものについては、比較的多数の専門職大学院が設置されている3つの分野について、この検討会議で具体的に検討いただいているところです。
- この3分野ではないXという分野については、例えば、このモデル案を参考に、このXという分野ではこういうことが必要であるということを書き入れたものをつくり、それを文部科学大臣にXの分野の認証評価機関になりたいということを申請するわけですね。文部科学大臣は、その申請を受理し、中教審の委員会で審議し、認証してもいいでしょうということになったら、それに基づいて、その団体が、Xの分野の認証評価機関として文部科学大臣から認証されます。そうするとX分野の専門職大学院はそこで評価

を受けるわけですね。認証評価機関が複数あれば、その中から選べるわけです。こういう制度です。

もし仮に認証評価機関が一つしかなければ、そこで評価を受けるしかなくなるという状況で、例えば、高等専門学校については、現在、私どもの機構しか認証評価機関になっていませんので、私どもの認証評価を受けるしかないという状況となっております。一方、大学の認証評価機関は3つありますから、大学の方でその3つから選ぶことができます。こういう制度でございます。

○副主査 私、いつも3つの問題に悩んでいるのですね。一つは専門分野という問題、一つは国際的な通用性、一つはビジネスの場合に授与する学位MBA。

国際的通用性というのは、専門分野の通用性ではなくて、まさに、例えばビジネスでいうと、MBAという学位の通用性なのですね。日本の専門職大学院を調べましたところ、専門分野が全く違うところで、MBAという学位を出しているのです。今ここで、専門分野ごとに評価基準を考えるといったら、ほんとうに細分化されて、どうなるのかなど。

実際に高度専門職業人の養成というのならば、それで国際的な通用性というならば、まさに日本のMBAが欧米のビジネススクールのMBAと対等に機能するということがあります。そうすると、授与する学位の教育プログラムを見ていかなければいけないわけなのですが、今のお話を聞いて、専門分野で見ていくのか、それとも授与する学位で見ていくのか、国際的通用性というのはどこで担保するのかなど。

● 国際通用性と専門分野というのは、必ずしも重ならないというか、ある分野ではもちろん国際通用性は非常に重要でしょうけれども、ある分野ではそうではないかもしれないということがあって、国際通用性と専門分野というのは、ちょっと違う種類の話ではないかという気がします。

○副主査 ビジネス関係でいえば、日本の専門職大学院でMBAという教育の質が問われてきたときに、まさにグローバル・スタンダードな教育で、国際的に通用するMBAの学位を出しているところもあれば、日本の専門職大学院で全く違った専門分野のところもMBAの学位を出しているところもあるのですね。そうすると専門分野で出てくるアウトプットを考えたときに、MBAといえば、やはりMBAの観点から見ていきますと、違った専門分野のアクレディテーションというのはどうのように考えていくのかなど。

- 学位はMBAというものが出ているということですね。
 - 副主査 出てくる専門分野は違う。
 - これは一般論ですけれども、例えば出されている学位とそこの教育課程というものが果たしてフィットしているかどうかという問題になるのではないのでしょうか。
 - 副主査 例えば、会計、ビジネス・MOT、公共政策の違った分野で同じMBAを出している場合には、評価はどうなるのか。
 - それは要するに、違う分野に設定されてあるはずなのに同じ学位を出している、こういう場合ですね。
 - 本学では、ビジネス分野でMBAを出し、会計分野でもMBAを出しているのですが、その場合に学位で共通基準をつくるのか、あるいは今回の評価基準モデルのように、専門分野で共通基準をつくるのかということになります。
 - それは、今、分野での共通基準になっています。
 - 参考になるかどうか分かりませんが、公衆衛生分野では、聞くところによると、東京大学が京都大学がつくったのと同じようマスター・オブ・パブリック・ヘルスを出すようなものをつくろうとしているのですけれども、そういう具合に東大でも京大も同じ学位を持っているのですけれども、全然違うことを考えている可能性があるかと。
- それでもう一つ大きいのは、国際問題ですけれども、この分野についてはWHOが、ある程度の基準を決めて、世界中にマスター・オブ・パブリック・ヘルスといいますか、専門職大学院に合致するものを各国に報告させるということで、世界中のスクール・オブ・パブリック・ヘルスのカタログをWHOが出していたのですね。WHOは一つの基準をそれなりに持っていたのですけれども、各国基準が全然違うのですね。基本になるものはどうも感染症対策だとか、それなりに疫学とか統計とかあるので、それをクリアしていればいいということだけれども、あとは勝手に各国で判断するというものを一覧表にしていたのですが、つい10年、20年ぐらい前ですか、それをやめちゃったのですよね。WHOは、もうとても基準を決められないと。だから各国の専門職大学院、要するにマスター・オブ・パブリック・ヘルスについては、各国の決めた基準をそのままWHOは受け入れるという状況になってきているのですね。
- ところがEUができて、EUがマスター・オブ・パブリック・ヘルスに非常に熱心になってきたのは、各国で状況が違うので、一つの行政体として交流させるとか、人を融通し合うとか、そういうことをやらざるを得なくなってきた、スクール・オブ・パ

ブリック・ヘルスを連合させて、一つの基準をつくろうと今動いているようです。

ワールド・フェデレーション・オブ・パブリック・ヘルス・アソシエーションズ (WFPHA) というのがありまして、世界公衆衛生協会連盟と日本語では訳していますが、各国の公衆衛生の協会の連合体が、現実的にやはり全世界のスクール・オブ・パブリック・ヘルスを、また集約しなくてはいけないのではないかということで、少し動き出していますね。もう非常にスクール・オブ・パブリック・ヘルスに関して言いますと、混沌としてきていまして、国際的とか専門分野とかいうことに関して、各国のそれぞれの事情があるという状況で、WHOも全体をまとめることはできない。しかし、一方ではWFPHAでは、まとめていかざるを得ないのではないかというようなところに来ておりまして、会計とか他の分野がどうなのかは分かりませんが、参考になればと思ってお話ししました。

- 主査 ありがとうございます。専門分野と学位との食い違いが出てくるというご指摘は実際に起きると。それと国際的通用性というのは、また別の問題ですね。国際的通用性はそれぞれの専門なり、それぞれの学位なりを出すときに、それぞれが国際的通用性を持つと意図して、そこを目指しながらやっているわけで、特定のそれぞれの立場の人から考えて、ずれが残っているということは、やむを得ないことなのだと私は感じるのですけれども。だいぶん広がりのある問題なので、難しいのですけれども、そういう現実があるということは、また別の場で議論しなければいけないことかもしれませんけれども、いかがでしょうか。
- 例えば、そのビジネスとMOT、MOTだけで、いわゆる認証評価機関の申請というのはできるのですか。ビジネスというのは、MBAが初め出ましたけれども、MOTとは学位も違いますし、そういった意味で、ここで言う分野というと、先ほどの議論にあった分野というのは、要するに直接的なリンクはないと考えてよろしいでしょうか。
- 分野をあらかじめ文部科学省で指定して定めているかということ、必ずしもそうではないかと思うのです。ですから、例えば、ビジネス・MOTを全部カバーできるような基準をもって認証評価機関になろうという団体等も想定されますし、MOTに特化した認証評価機関になりますということも。おそらくは文部科学省は、認証評価機関として内容が適切であれば認めるのではないかと思います。
- 先ほどの議論の分野は3つが、必ずしも1対1に対応を期さないと考えていいわけですね。

● そうですね。この3つについて、何か世の中にお墨つきがあって、この3つはもう固定ですというわけでは、必ずしもないと思います。

○主査 ありがとうございます。続きまして「基準2 教育課程」については、先ほど事務局からご説明ありましたように、資料3の4ページですけれども、対応案の①と②が提示されていて、一応、事務局は2つ用意した上で、対応案①の方が良いのではないかとご提示されていますが、これに関してご意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

○ 私、上の①を書いたのですが、これはまさにビジネスと、MBA自身は確かにグローバル・スタンダードがあるかも分かりませんが、MOTはそうではありませんので、そのMOT側の意見を反映したというわけでございます。

○主査 ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。両方が考えられて、特段、こちらでなければならぬというご指摘がなければ、今日はどちらかを選んで決めていかなければいけませんので、この対応案①でいきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、基準2に関して、他にご意見はありますでしょうか。

○ 先程ご説明があったところで、修正文(案)の観点2-3の「担当する教員の研究活動の成果」という箇所ですね。これも読み方によっては、非常に最初のものと同じようなものになるかなど。例えば、研究者養成の大学院であれば、授業で私の専門を中心にやれるとか、そういうことはできるかもしれませんが、専門職ではある程度の範囲を一般論としてやるわけですね。授業をしているときでも、毎回いろいろな先生の論文を読んだりするわけですね。そうすると、そこで私が、「担当する教員の研究活動の成果」として言えるかなど。本当にふだんの授業で私の専門のことをしゃべったら、学生は全く分からないというところで、自分の研究成果といえるようなものを踏まえた上で授業できるかと書かれますと、これは非常に難しいのではないかなと思います。

ですから、むしろ、何か研究活動の成果、その分野でこういう研究活動をされている、それをある意味で、研究ではなくてお勉強して、授業しているというのが実態だと思うのですね。こういうように「担当する教員の」と限定されると、かえって厳しくなるのではないかなと思います。

○ そのとおりだと思います。公衆衛生の分野では、公衆衛生の活動としてWHOに就職したいとか、保健所で活動したいという人を養成するのに、がんのことの、肺がんのこ

としか知らんという人が、それをよく研究したのを教えたってほとんど意味がないわけですね。そうではなくて、全体的な学問の進歩、そしてそれがどう公衆衛生に役立つかという観点で教える、それに意味があるわけですね。だから「担当する教員の研究活動の成果」というのはどうでもいいということではないのですけれども、教員が自分の研究だけを教えても、全体にはあまり寄与しないと思うので、やはり「担当する教員の」というのは意味がないと思います。

○主査 両先生からご指摘がありましたように、そもそも、本人の研究成果というのと、分野の一般的な研究成果ということに分けるということが、本当に可能なかどうかというようなどころがあると思います。先ほどの事務局からの説明ですと、その2つがあると前提した上で、当然本人の方だと思われるのでというご説明だったように思うのですけれども、そこはどうしますか。

● 私どもの中でも、どちらもあっていいのではないかという議論もあったのですが、ここでは主として専門職大学院には研究者教員、実務家教員がいて、研究者教員であれば自らの研究の成果を授業に反映させて教育し、実務家教員であれば実務上の経験を生かしつつ講義をします。そして「全体として」というのは、すべて科目の、毎回講義とか、すべての科目についてということでもないでしょうし、構成員全員がということでもないでしょうけれども、全体としては構成員の研究成果も生かされたというようなことで、やはりここは担当する教員本人のことが主眼なのではないかという議論だったのですが、先生方のおっしゃるように、それはいずれであってもいいのではないかということであれば、そこはどちらも想定しているという考え方に立って、「担当する教員の」ということを、あえて明記する必要はないという考えもあろうかと思しますので、その点につきましてはご議論いただければと思います。

○主査 最初のご指摘は両方にも読めるということでしたから、「担当する教員の」と修正したわけですが、あるいは、そこを今議論したことを踏まえて、またもとに戻すというのも一つの案だろうと思いますが、いかがいたしましょうか。そういう両側の議論が、事務局の中でも既にあったということですが。

● これは、法科大学院の評価基準から出てきた話がつながっていると思うのですけれども。要するに実務家ばかりじゃ困る、ある程度は、やはり研究成果というものも必要だよという意味で、多分書いてあるのであって、担当教員の研究と講義が直結し、その人の研究がすべて講義に反映されていなければならないという意味では決してないので

すね。ですから、「担当する教員の」というのがちょっときついのかもしれませんので、当該分野の研究成果ぐらいでもいいのかもしれません。そういう意図でございますので、決して一人一人の教官をつかまえて、授業内容がどうだということをみようという趣旨ではございません。

○主査 アカデミックな教員と実務家教員のそれぞれがということは当然あると思うのですね。ただその場合も、その当該本人ということではないということですから、もとへ戻すという形でもよろしゅうございますか。

● 簡単にとるだけであれば逆に分かりにくくなるのかもしれませんね。ここの意図は、ある程度最先端というか、その分野で非常にすばらしい研究が行われていて、その成果が反映されているかという意味なのです。それは今申し上げたようにやはり実務の経験とのセットの部分があるのです。教員数で実務家3割以上でしたか。3割以上という規定を設けたら10割でもいいことになってしまうということもあるのです。

○主査 そうすると、「担当する教員の」というのは、研究者なら研究者の教員としての、実務家なら実務家としてのその一般的なものも踏まえ、また個人のものも踏まえ、そういう意味ですね。

● 「当該分野の」という表記の方がいいのかもしれないですね。

○主査 なるほど。それが良さそうですね。そういう形で修正しましょうか。

○ 実は、大学機関別認証評価の方でも似たような議論がありまして、それで最初はそこ
の先生方の研究活動の成果と読めるような表記になっていたのを、必ずしもその必要はないだろうと、要するに学会の動向その他を、最近の学問の進展を反映したような授業をしてくださいねという、そういう趣旨が正確に伝わるように、研究の成果がというように改めまして、大学機関別認証評価の方はそれで全く問題がないと思います。

しかし、この場合はおそらく研究型の教員がいないような、つまりほとんど10割が実務家教員で占められるような専門職大学院に対して、いろいろもし配慮をしようという意図であるとするれば、このように変えてもその趣旨は生かされないかもしれません。つまり担当する教員の研究活動の成果あるいは実務の経験ですから、ほとんど実務の経験だけでも、これには抵触しないことになりすね。だから、なかなか難しいのです。多分こういう表記にしようという中には、やはり10割ではまずいという意図があるだろうと思いますが、なかなかこれで、それを排除できるかというのもいかがでしょうか。

○ やはり邪道だというように思います。なぜかと言いますと、研究者教員は研究大学院

の講義と専門職学位課程の講義と、それぞれ別に持っていてわざわざ説得するわけですね。これは専門職学位課程なのだから、もっと広く「研究水準を反映した程度に」という言い方をしないと、副作用の方が大きい文章になってしまうのではないかなというように思います。

- 主査 そうすると、具体的にどう言ったらよろしいでしょうかね。
- 「当該分野の研究水準を反映し」、また、「あるいは」がだめなわけですね。「そして」ですか、そうすると。「かつ」ですか。これはすごくきつくなりますね。10割ではまずい、とどこか別にお書きになったらいかがですか。実務家だけではいけない、と。
- これは「及び」なのでしょう。そうするとこのところは、「当該分野の研究水準ないしは、研究動向の」あるいは「最新の研究動向を反映した」とか、そういう言い方で、「あるいは」というのは確かに誤解を招くので、このところは「及び」とか、つまりアンドにしないと「または」だとオアになっちゃいますから。というようなことでよろしいでしょうか。
- アンド、オアの話になってくると、択一か、日本語の「あるいは」だったらどちらも含まれますけれども、「及び」となるとどちらも入らなきゃいけないと。そうすると私、実務経験がありませんからもう授業は教えられないということになってしまうと思いますが。
- しかし、「授業科目の内容が、全体として」とありますから。全部が全部そうじゃなくて、そういうものもあるし、そうでないものもあるという、ように考えてはいるのですけれども。
- 授業科目の内容ではなくて、授業科目全体というか、カリキュラムというか。
- よろしいでしょうか。授業科目の構成が理論的な成果と学問的成果、あるいは実践的成果の学校ですと、当該分野の学問的成果及び実務的成果がバランスよく反映されたものになっているかということになると思いますが。
- 主査 授業科目の構成が、個々のではなくて「全体として」という意味ですよ。そういうようにすれば抜けられるのかということですけども。
- その意味のことは観点2-1に書かれていると理解しておりますが。
- そうですね。観点2-1にほとんどそのこと書いてあるのですね。
- 今のおっしゃっているそのところは、つまり最新の成果が適切に反映しているかとい

うところを強調すればいいのですかね。

- むしろ消してある2-4が復活ですか。今おっしゃったように、2-1でご指摘の点はほぼ書いてあるのですね。ここはやはりそれぞれの授業科目の内容のことですので、2-3と2-4を統合して一つにまとめましたけれども、むしろ2-4の内容もここに入れるということになるのですかね。2-4であれば「教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果あるいは実務の経験」とかいう、表現をしているのですけれども。
- 先ほど来、先生方がおっしゃるように、「担当する教員の」というのはやはりとった方がよろしいのではないのでしょうか。それで2-1と合わせれば、多分全体としては評価できるような内容になるのではないかと思います。むしろ今の2-3よりは消されている2-4に近いような。
- 2-4に近いのかもしれませんが。
- 主査 「担当する教員」というのがない方がいいのだらうと思いますが、それはとったときに今の2-3と消されている2-4とだと、何か差がございますか。
- 2-3の「担当する教員の」を消してしまうとほとんど2-4と同じですね。
- 主査 ほぼ実質的には同じです。最終的にどちらの文章をとるかですが。
- 「担当する教員が属する研究分野の活動上の成果」とか、そういうことではないのかなと思っているのですけれども。個々の研究者のそのままの成果という意味ではなくて、その授業を担当する教員が属している当該研究分野における最新の、あるいは動向とか、そういうものを盛り込んで講義をしてほしいと、こういうことですね。そうすると、担当する教員が属する研究分野の研究活動上の成果あるいは実務の経験を反映すると、そういうことではないのですか。
- 主査 担当する教員が属するといったときに、今考えているのは研究者教員の研究の成果ということでしょうか。
- 消された2-4で言うと、そこがはっきりしないということだったのではないのかなと思うのですけれども。つまり2-4だと「全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果」、とっておいて、それではどの研究なのかがはっきりしないので、少なくともその方が属しておられる研究分野における成果、そういったものを講義に反映してほしい、ということじゃないのかなと思ったのですけど。特にこだわりませんが、そう思います。

○主査 今おっしゃられたのは、担当する教員の所属する分野における研究上の成果あるいは実務の経験を反映させたということになるのでしょうか。

● 法科大学院の評価基準の場合にはこちらよりもさらにいわゆるアクレディテーションという傾向が強くて、例えば現在の教員の研究とか著書とか、こういうことも含めたもので、例えばこういう科目を担当するということが適当かどうかということを定期的に見るということになっているのですね。まあ、ほとんど設置審と同じようなことになる。その辺も多少頭にあって、こういう文言が入ったと思うのですが、例えばそれぞれの方が、最先端の研究をやっているかどうかは別として、そういうことをちゃんとインプットした上で講義ができていくということでもいいのだということであれば、確かに「担当する教員の」というのはちょっと強いですね。

○主査 ご意見伺っていると、全体として修正文（案）の2-3のところでは、担当授業科目の内容が全体としてと、こうあるわけですから、「担当する教員」は要らないという感じがするのですが、皆さん、どうですか。ただ、そのところが入っていた方が、よろしいというご意見もあったのですが。

● 先ほど言われたのは、「当該分野の研究活動の成果」でしたか。

● 研究活動というどうしても教員の話が出てくるものですから、「当該分野の研究水準」、ないし研究動向といいますか、動向と言った場合にはどうしても最新のということになってしまいますので、新しいといいますか、あるいは先端的な動向の成果が生かされているかといったことになると思いますか。ただ、問題は、その「あるいは」というのは、全体としてということですから、このままでよろしいのかと思いますけれども。もう一度申し上げますと、「当該分野の研究動向」、あるいは「研究水準」が、何しろこの成果という言葉も要らないと思いますので、そうすると「研究水準とか研究動向を反映したものになっているのか」ということで十分ではないかという気がいたしますが。

○主査 今おっしゃってくださったのは、「担当する教員」をとってということですか。

● そうですね。この場合には科目全体の中で入っていればよろしいということで、要するに基準は、教育課程の話なので、あまり個人がどうしたという、教員を云々するというよりも、ここではむしろ科目の中身について、研究動向の新しいものを反映されているかということが趣旨なので、少し文言をそれに適当なものに合わせさせていただきます。

○副主査 専門職大学院というのは、コースワークで教えていますから、科目の構成を考

えたときに、基礎科目、基本科目、また発展、応用とあり、その教育のレベルによってディシプリン・ベースに行くのか、プラクティカル・ベースに行くのかというのがありますから、やはりそのところは、科目が中心。それから私は専門職大学院というのは、ほんとうに各教員が、これはウエートの違いがありますけれども、理論も実践も両方備えてなきゃいけないと思うのですよね。それで基礎・基本であれば、どちらかと言えばディシプリン・ベースになっていくし、応用科目・発展科目ならプラクティカル・ベースになっていきますから、それはゼロか100かの選択ではなく、ただウエートの置き方が違う。ただコースワークですから、基礎、基本、発展、応用科目ときますから、これは科目を中心に考えていかないと、担当教員がというのはちょっと、きっとレベルの担当する科目が違ってくるのではないのでしょうか、と思います。

○主査 ありがとうございます。どうぞ。

○ その教員が教育内容と関連する研究をしているかというのは、4-10にありますから、こちらの方はこれでよろしいのではないかと思います。

○主査 そうですね。それでは、いろいろご議論いただいてありがとうございました。全体的に今落ちついたところは、「授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究成果あるいは水準という言葉が出てくるか、あるいは実務の経験を反映したものとなっているか」というような形に、事務局の方で最終的に整理をしていただきたいと思います。最初の文言は多少幅があるかもしれませんが、教員個々の担当する教員というのをとるという基本線でよろしゅうございますか。

○ 当該分野という場合、当該が何を指すかということ、科目を指すわけですね。

○主査 そういうことです。ありがとうございます。他にはよろしゅうございますでしょうか。それでは特になければ、「基準3 教育の成果」に移らせていただきたいと思います。ここはいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。それでは基準3については特段のご意見がないものとして、「基準4 教育組織等」はいかがでございましょうか。ここも特段のご意見がないとお見受けいたしますので、「基準5 施設・設備等の教育環境」に進ませていただきます。

よろしゅうございましょうか。それでは、ここも事務局からご説明があつて提案されている通りにさせていただきます。

「基準6 教育の質の向上及び改善」はいかがでございましょうか。逆に急ぎ過ぎてしまいまして、先ほどのところだけが一番大きな問題であったの

で、あとは無事通過をいたしましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。全体を振り返って、もしご意見があれば、よろしくお願いをいたします。

- すみません。こちらが気づくべきだったのですけれども、基準5の四角の中に「実施するためにふさわしい」というのをやめて「遂行できるだけの」と修正しておりますが、「だけの」がいるかなと。できる財政的基礎を有しているだけでいいかなと。「だけの」ってというのは何か要らない気がします。

○主査 遂行するに足るという意味でやったのですね。なくてもいいように思いますが、そうですね。

○主査 それから、私よく分からないのですが。事務というのは管理、運営というものは、はっきり違うのですか。つまり事務組織と管理運営組織という言葉に分けられたわけですよ。改めて考えると管理運営組織と事務組織を合わせて、管理運営体制というふうを考えるのだろうと、ところが今までは管理運営体制及び組織となっていたので、今回はそれをすべて整理して、管理運営のための組織及び事務組織とこうやったということですね。そうすると管理運営というのと、事務というのは別物だということでしょうか。

- よろしいでしょうか。まさに今おっしゃっていただいたとおりで、資料3の10ページの真ん中のところに、3つ黒丸がありますが、2つ目のところに、管理運営組織と事務組織を合わせて管理運営体制になると思われるが、「管理運営体制」か「管理運営のための組織及び事務組織」に統一した方がよいのではないかということで、後者の「管理運営のための組織及び事務組織」というようにしたのですが、確かに事務組織も管理運営の機能の一つではあるとは思いますが、事務の仕事もいろいろなものがありますから、全部管理運営体制と言ってしまうと、ちょっとぼやけてしまうかなという気持ちがあり、いずれにしても管理運営体制と言っても、大学で言えば教学側の管理運営組織の方が思われますし、事務組織と言うと教学をサポートする事務ということなので、分けた方がはっきりするかなと。

○主査 多分そういうことかなと思ひまして、教学という方に入っていて、その他が事務ということであれば、それはもう私全然こだわりません。

他によろしゅうございますでしょうか。それでは基準2のところについて、あるいは他にもありましたでしょうか、いずれにせよご指摘いただいた点について修正をすることで、案全体をこれでご承認いただいたということにいたしたいと思ひますが、

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは以上で評価基準モデル（案）の審議そのものは終了させていただきたいと思
います。そうするとこの後、今日のご意見を踏まえて修正したものを、何らかの形で個々
の委員に照会させていただくということによろしゅうございますか。そのような手続に
させていただきたいと思います。ありがとうございます。

（２）その他

○主査 それでは、今後の予定等について、事務局から何かございましたらお願いを申し
上げます。

- それでは、先ほど若干修正を要する部分がございましたので、その点については今日
の議論を踏まえまして、事務局で整理いたしましたものを、もう一度先生方にお送りい
たしまして、それで一定の期間を置いてご意見を承った上で最終的なものとしたして、
機構としてこのモデルをウェブサイト等に載せて公表するとともに、意見照会等を行っ
た関係団体に通知するというにしたいと思います。できれば年内に公表できるよう
に努力したいと思います。またこれにつきましては、関係省庁にも一応ご報告して、そ
れを踏まえて進めさせていただきたいと思います。

○主査 ただいまの点で何かご確認ございましょうか。それでは、そのように進めさせて
いただきたいと思います。他に事務局は何かございますでしょうか。

- それでは、機構長が急用で中座いたしましたので、私の方から一言最後にごあいさつ
申し上げたいと思います。

本日はお忙しいところ長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございます
いました。幸いに本日を持ちまして、この会議も最終回ということになりましたので、
簡単でございますが、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

この会議はもう既にご存じのとおり、法科大学院以外の専門職大学院の認証評価を実
施する評価機関が、現在、存在していないということを鑑みまして、評価機関の創設な
どを促す観点から、機構がこれまで行ってまいりました、幾つかの評価の経験を生かし
て評価基準の検討を行うということを目的といたしまして、18年の1月に設置いたし
ました。1月27日に第1回を開催して以来、ほぼ1年間にわたり計4回の開催をいた
しました。

この間、委員の先生方には専門職大学院の評価基準に関しまして、分野の種類にかか

わらない共通的な事項と、ビジネス・MOT、会計、公共政策の3分野に关しましては、それぞれ分野固有の事項両面からご検討いただいたわけでございます。特に3分野に关しましては、分野別検討グループを設置していただきまして、ご検討いただき、本日この専門職大学院の評価基準モデルというものを取りまとめることができた次第でございます。

これまで主査の杉山先生はじめ、委員の皆様方には非常に熱心にご審議いただきまして、心から御礼申し上げたいと思います。このたび取りまとめました評価基準モデルは今後広く社会に公表することにしておりますが、この評価基準モデルが専門職大学院の認証評価を検討されていらっしゃる各関係団体に活用され、多くの評価機関の創設に寄与するということを期待しているという次第でございます。

最後になりますが、これまでの先生方のご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、これからも私どもの機構が実施いたします評価へのご理解、ご支援をぜひ賜りたいということをお願いいたしまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○主査 ありがとうございました。委員の先生方、大変お力添えいただきまして、ありがとうございます。それでは、閉会とさせていただきます。

— 了 —